

島根県景観アドバイザー制度運営要綱

(平成4年7月1日付け土資発第111号企画振興部長通知)
改正 平成5年4月1日付け景発第30号環境生活部長通知
改正 平成17年4月1日付け都第28号土木部長通知

第1 趣旨

この要綱は、シマネスク景観づくり推進大綱(平成3年9月13日付け島根県報号外第69号公告)第6の4の規定に基づき設置する島根県景観アドバイザー(以下「景観アドバイザー」という。)制度の運営に関して必要な事項を定める。

第2 委嘱及び任期

- (1) 景観アドバイザーは、知事が委嘱する。
- (2) 景観アドバイザーの任期は2年とし、再任を妨げない。

第3 業務内容

景観アドバイザーは、知事から依頼があったときは次の業務を行なう。

- (1) 県民、事業者が行なう景観形成活動に関する助言
- (2) ふるさと島根の景観づくり条例(平成3年島根県条例第34号)に基づき県が行う届出指導等に関する助言
- (3) 市町村が行う景観形成施策に関する助言

第4 景観アドバイザー会議

- (1) 知事は、景観アドバイザーの業務に関して必要があると認めるときは、景観アドバイザー会議を開催することができる。
- (2) 景観アドバイザー会議の運営等は、県が行う。

第5 庶務

景観アドバイザーに関する庶務は、土木部都市計画課で処理する。

第6 この要綱に定めるもののほか、本制度の運営に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。